



令和5年度

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定
の基礎となる事項を記載した書類審査意見書

裾野市監査委員

裾 監 第 20 号
令和 6 年 8 月 19 日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市監査委員 土 屋 一 彦

裾野市監査委員 佐 野 利 安

令和 5 年度裾野市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の
基礎となる事項を記載した書類審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により
審査に付された、令和 5 年度裾野市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎
となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和5年度 裾野市財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項の規定により審査に付された、令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和6年7月18日～8月5日

3. 審査の方法

裾野市監査基準に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が健全化法等の関係法令に適合し、かつ正確であることを主眼として実施した。なお、所管課の聴取は佐野委員が担当した。

4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	12.2%	27.3%
早期健全化基準	13.05%	18.05%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の算定において、赤字額がない場合は「—」を記載

5. 総括意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の全ての比率が、早期健全化基準を下回っている。その内、実質公債費比率は、市債の元利償還額の増大に伴い上昇が続いている。一方、将来負担比率は市債残高の減少、標準財政規模の拡大等により前年度に引き続き、低下している。

両指数とも改善が図られるように、市税等の歳入の積極的な確保を図り、一層の財政健全化に努められたい。

(参 考)

1. **実質赤字比率** = 実質赤字額 / 標準財政規模
2. **連結実質赤字比率** = 一般会計・特別会計・公営企業会計の実質赤字額の合計 / 標準財政規模
3. **実質公債費比率** = (地方債の元利償還金 + 地方債の元利償還金に準ずるもの) - (元利償還金[元利償還金に準ずるものも含む]に充てられる特定財源 + 地方債に係る元利償還[元利償還金に準ずるものも含む]に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額算入額) / (標準財政規模 - 地方債に係る元利償還及び元利償還に準ずるものに要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額算入額) × 100
[3年間の平均値]
4. **将来負担比率** = { (一般会計等の地方債現在高 + 債務負担行為の支出予定額 + 一般会計以外の会計の地方債元金償還のため一般会計より繰入見込額 + 地方公共団体の組合及び地方開発事業団の地方債元金償還のため一般会計が負担又は補助見込額 + 退職手当負担見込額 + 一般会計による設立法人の債務負担額 + 連結実質赤字額 + 地方公共団体の組合及び地方開発事業団に連結実質赤字額) - (充当可能基金現在高 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) } / (標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入)
 - (1) **実質赤字比率**
普通会計の赤字が標準財政規模に占める割合を示す指数として用いられる。
早期健全化基準は 13.05%、財政再生基準は 20.00%とされている。
 - (2) **連結実質赤字比率**
実質赤字比率を地方公共団体全ての会計（特別会計・企業会計を含む）で算出した場合における割合を示す指数として用いられる。
早期健全化基準は 18.05%、財政再生基準は 30.00%とされている。
 - (3) **実質公債費比率**
公債費の財政負担の程度（公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債相当額）を示す指数として用いられる。
早期健全化基準は 25.0%、財政再生基準は 35.0%とされている。
 - (4) **将来負担比率**
普通会計・特別会計・第三セクター等を含めた赤字額の合計が標準財政規模に占める割合を示す指数として用いられる。
早期健全化基準は 350.0%とされている。

令和5年度 裾野市公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第22条第1項の規定により、審査に付された次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

（法適用企業）

令和5年度 裾野市水道事業会計資金不足比率

令和5年度 裾野市下水道事業会計資金不足比率

令和5年度 裾野市簡易水道事業会計資金不足比率

2. 審査の期間

令和6年7月14日～8月5日

3. 審査の方法

裾野市監査基準に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が健全化法等の関係法令に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施した。なお、所管課の聴取は佐野委員が担当した。

4. 審査の結果

審査に付された各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

	公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準
法適用企業	裾野市水道事業会計	—	20.0%
	裾野市下水道事業会計	—	20.0%
	裾野市簡易水道事業会計	—	20.0%

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は「—」を記載

5. 総括意見

各事業会計の令和5年度資金不足比率は、前年度に引き続き、資金不足額がない算定結果となったが、各事業会計においては、より一層経営の健全化に努められたい。

(参 考)

資金不足比率 = 資金の不足額 / 事業の規模

特別会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する指数として用いられる。
経営健全化基準は 20%とされている。

- ・ 資金の不足額（法適用企業）＝『流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高－流動資産』－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額： 事業の性質上、事業開始後、一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除する。

- ・ 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
* 宅地造成事業、指定管理者制度（利用料金制）の特例あり。